

諮問番号：諮問第 289 号

答申番号：答申第 289 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 処分庁は、本件処分の理由を法「第 2 条第 5 項別表第 3 のいずれの号にも該当しないため。」としているが、判定は医師の「医学的判断」と言うものの、診断書を見ただけの判定医が、障害児の日常生活の様子や、親の大変さをどこまで分かるのか。福祉職などを加えて複数の目で審査するなど、判定方法の見直しが必要である。

年齢を鑑みて普通は根気強く 10～20 回言われれば身に付くであろう社会行動が 100 回言われようが 1000 回言われようが全く身に付かない。このままでは大人へと成長した時に人間社会では到底適応できるわけもなく、両親ができ得ることにも限界が来ている。

(2) また、本件認定請求の際に添付書類として提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）の「⑮ 医学的総合判定」欄にもあるように、本件児童の障害の状態は、発達障害に係る障害の程度 2 級の「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当している。

(3) 本件処分により、発達障害のある本件児童の福祉の増進を図る機会や権利を侵害

されている。

(4) 処分庁は、知能指数や他人との言葉のやり取りなど平均的であり、発達障害とは認められない旨を主張しているが、知能指数を含め処分庁が主張する項目は全て知的障害関連の症状であり、発達障害とは直接的因果関係はない。勉強ができるとか、普通に会話ができることが発達障害とは何の関係もないのは周知の事実である。

また、過去に既往歴がないと指摘しているが、審査請求人世帯は普通の世帯と違って経済的に厳しく、長期にわたって住民税非課税世帯となっており、通院し続けるだけの金銭的、時間的余裕がない。そのため、本件認定請求を行ったもので、通院既往歴をもって認定の判断材料にすることは本末転倒である。

2 審査庁の主張の要旨

令和7年1月16日付け特別児童扶養手当認定請求却下処分に対する審査請求であるが、本件処分は法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件児童は法第2条第1項の障害児に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

(1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うこと（「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2の(4)）とされているところ、本件診断書には、「① 障害の原因となった傷病名」は「注意欠如多動症」、「③ 合併症」は「自閉症スペクトラム」で、⑥の「イ 教育歴」には小学校は普通学級であることが記載されている。

また、本件児童の現症として次のような病状又は状態像が見られる。

ア 「⑦ 知能障害等」はWISC-IV知能検査の結果、「全体101」であること。

イ 「⑧ 発達障害関連症状」は「言いたいことをまとめるのが困難。聞くことに集中できない。衝動的な言動が見られ、場の流れにそぐわない。」という症状を有する「言語コミュニケーションの障害」があること。

ウ 「⑩ 精神症状」は「慣れない場所では不安が強く、行動できない。」という症状を有する「不安」があること。

エ 「⑪ 問題行動及び習癖」は「落ち着きがなくウロウロする。気持ちが高ぶると状況や相手に関係なくしゃべり出す。大きな声が出る。相手の話を聞かない。聞いてもすぐに注意がそれる。お皿を持って食べるなど、複雑な動作は困難。自分の関心のないことに注意を向けることが困難。」という症状を有する「興奮」及び「多動」があること。

さらに、「⑫ 性格特徴」は「明るい。正義感が強過ぎるため、間違いを指摘したり、先生に報告したりする。」と記載されている。

続いて、「⑬ 日常生活能力の程度」は、「3 排泄^{せつ}」及び「4 衣服」が「自立」、「1 食事」、「2 洗面」、及び「5 入浴」が「半介助」、「6 危険物」が「特定の物、場所はわかる」、「6 睡眠」が「時々不眠」であり、その具体的な内容として「食事はこぼすことが多い。お皿を使って食べてもこぼす。洗面は好きではなく、声かけが必要。入浴は時々声かけと洗髪の確認が必要。信号のない道路では目視が抜け、危険。誰かが起きていると寝ない。」ことが、また、「⑭ 要注意度」は「随時一応の注意を必要とする」に該当することが記載されている。

最後に、「⑮ 医学的総合判定」は「本児は自閉症スペクトラム傾向を持つ注意欠如多動症であり、通常程度の親の援助では発達を促すことは困難である。」と記載されている。

以上のとおり、本件児童は精神の障害（発達障害）を有しているが、知能指数はWISC-IV知能検査の結果によると全体101で平均とされている。

また、本件児童の現症のうち、「⑧ 発達障害関連症状」、「⑩ 精神症状」及び「⑪ 問題行動及び習癖」に記載のある病状等は普通学級で対応できる程度のものであり、「⑫ 性格特徴」の記載についても、間違いの指摘や先生への報告などができていることから、本件児童の言語能力は低いものとは言えない。

さらに、日常生活能力の程度についても、「声かけ」や「確認」は必要であるものの、指示には応じることができていることや、「排泄^{せつ}」及び「衣服」は自立

していること、「要注意度」も「随時一応の注意を要する」にとどまっていることなどからすれば、必要とされる支援の度合いは高いものとは言えない。

最後に、認定要領の別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節の1は、対象児童の治療及びその病状の経過を考慮すべき旨を定めているところ、処分庁は、診断書作成医に質問を行うなどして、本件児童に診断書作成医以外の受診歴がないことを確認するとともに、本件診断書を作成した医師の回答書（以下「本件回答書」という。）の記載により、本件診断書に記載された本件児童の現症は、いずれも薬物療法が行われていない状況下での評価であることを確認している。

以上からすると、認定基準第7節の2のEの発達障害に係る障害の程度2級の「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しない。

したがって、精神の障害による障害の程度2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（認定基準第7節の1）に該当するものとは認められない。

(2) また、処分庁が令和6年12月4日に判定医から受領した本件児童の障害の程度に係る判定結果を記載した書面には、「中等度以上の障害と認められない。」との記載があるところ、本件診断書の内容との間に明らかな矛盾がある等の事情は見当たらない。

したがって、本件診断書に基づいて判定医の医学的知見により本件児童の障害の状態が審査され、障害の程度が判定されたものと認められる。

よって、当該判定を受けて本件児童が法第2条第1項の障害児に該当しないとした処分庁の判断に看過し難い過誤欠落はなく、違法又は不当な点は認められない。

(3) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年8月7日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年12月23日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件診断書は、知的障害・精神の障害用であり、本件児童の障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書により行うが、本件診断書の記載内容を確認したところ、本件児童は、精神の障害（発達障害）を有しているが、知能指数はWISC-IV知能検査の結果によると全体101で平均とされている。

また、本件児童の言語能力については、普通学級で対応できる程度のものであり、間違いの指摘や教員への報告などができていることから、低いものとは言えないと思料される。

さらに、日常生活能力の程度についても、「声かけ」や「確認」は必要であるものの、指示には応じることができていることや、「排泄」及び「衣服」は自立していること、「要注意度」も「随時一応の注意を要する」にとどまっていることなどからすれば、必要とされる支援の度合いは高いものとは言えないと思料される。

認定基準第7節の1は、対象児童の治療及びその病状の経過を考慮すべき旨を定めているところ、処分庁は、診断書作成医に質問を行い、本件児童に診断書作成医以外の受診歴がないことを確認するとともに、本件回答書の記載により、本件診断書に記載された本件児童の現症は、いずれも薬物療法が行われていない状況下での評価であることを確認している。

以上からすると、認定基準第7節の2のEの発達障害に係る障害の程度2級の「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないと考えられる。

したがって、精神の障害による障害の程度2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（認定基準第7節の1）に該当するものとは認められない。

このことから、本件診断書に基づいて判定医の医学的知見により本件児童の障害の状態が審査され、障害の程度が判定されたものと認められるため、当該判定を受

けて本件児童が法第2条第1項の障害児に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 平 岩 みゆき

委員 吉 岡 秀 樹